

○指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）  
 新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>目次            第一章～第十三章（略）            第十四章 雑則（第二百六十八条・第二百六十九条）            附則</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（勤務体制の確保等）            第五十六条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修</p>	<p>目次            第一章～第十三章（略）            第十四章 雑則（第二百六十八条）            附則</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（勤務体制の確保等）            第五十六条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修</p>

その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第五十六条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

（新設）

（新設）

(衛生管理等)

第五十六条の三 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(揭示)

第五十六条の四 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(地域との連携等)

第五十六条の九 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第五十六条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第五十六条の三 (略)

2 (略)

(新設)

(揭示)

第五十六条の四 (略)

(新設)

(地域との連携)

第五十六条の九 (略)

(新設)

(新設)

(準用)

第六十四条 第一節、第四節(第五十二条の九、第五十三条第一項並びに第五十六条の八第五項及び第六項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条の二及び第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第六十四条において準用する第五十六条」と、第五十二条の十三中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第七十四条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によつて指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提

(準用)

第六十四条 第一節、第四節(第五十二条の九、第五十三条第一項並びに第五十六条の八第五項及び第六項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条の二及び第五十六条の四 中「第五十六条」とあるのは「第六十四条において準用する第五十六条」と、第五十二条の十三中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(新設)

供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第七十六条 第五十二条の二、第五十二条の三、第五十二条の五から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二から第五十六条の十一まで及び第五十八条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第五十二条の二及び第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第七十四条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十六条の第三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十六条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条、第七十条及び第七十四条の二の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚

(準用)

第七十六条 第五十二条の二、第五十二条の三、第五十二条の五から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二から第五十六条の十一まで及び第五十八条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第五十二条の二及び第五十六条の四 中「第五十六条」とあるのは「第七十四条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十六条の第三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十六条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条及び第七十条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚

士」と、第五十二条の二及び第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第八十四条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第七十四条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十五条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十二、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条、第七十条及び第七十四条の二の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第五十二条の二及び第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第九十三条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第五十二条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第七十四条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十七条 (略)

士」と、第五十二条の二及び第五十六条の四 中「第五十六条」とあるのは「第八十四条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と

読み替えるものとする。

(準用)

第九十五条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十二、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二 から第五十六条の五まで、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条及び第七十条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第五十二条の二及び第五十六条の四 中「第五十六条」とあるのは「第九十三条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第五十二条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と

読み替えるものとする

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十七条 (略)

<p>2 薬剤師</p> <p>の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、第八十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p>	<p>2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、第八十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>
<p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、第八十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百二十二条の二 (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百二十二条の二 (略)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百二十二条の二 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために、必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために、必要な研修の受講機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>



(非常災害対策)

第二百二十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

5 (略)

(衛生管理等)

第二百二十三条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第二百二十五条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十一まで、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十六条の二の二、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条及び第七十条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第五十二条の二及び第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第二百二十二条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第二百二十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 (略)

(衛生管理等)

第二百二十三条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第二百二十五条 第五十二条の二から第五十二条の七まで、第五十二条の九から第五十二条の十一まで、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条及び第七十条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第五十二条の二及び第五十六条の四 中「第五十六条」とあるのは「第二百二十二条」と、第五十二条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。



(従業者の員数)

第三百三十一条

1 5 4 (略)

5 第一項第二号の生活相談員及び同項第三号の介護職員又は看護職員のそれぞれのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 (略)

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第二百一十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第二百一十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第二百一十一条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(衛生管理等)

(従業者の員数)

第三百三十一条

1 5 4 (略)

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

(新設)

6 (略)

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第二百一十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第二百一十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第二百一十一条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(衛生管理等)

第四百四十一条の二 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第四百四十四条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の十一まで(第五十六条の九第二項を除く)、第五十八条、第二百二十二条の二及び第二百二十二条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、同項中「第五十六条」とあるのは「第四百四十条」と

「、第二百二十二条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第四百五十五条

1～5 (略)

第四百四十一条の二

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第四百四十四条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の四から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の二及び第二百二十二条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十六条の四

中「第五十六条」とあるのは「第四百四十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と

「、第二百二十二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第四百五十五条

2～5 (略)

6 ユニットの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 (略)

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居室サービス基準条例第七十二条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居室サービス基準条例第七十条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。))とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第六十条において同じ。))の数の上限をいう。以下この節において同じ。))は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

三 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

7 〓 9 (略)

(勤務体制の確保等)

第百五十九条 (略)

6 ユニットの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 (略)

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居室サービス基準条例第七十二条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居室サービス基準条例第七十条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。))とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第六十条において同じ。))の数の上限をいう。以下この節において同じ。))は、おおむね十人以下としなければならない。

三 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断を確保すること。

7 〓 9 (略)

(勤務体制の確保等)

第百五十九条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百六十六条の三 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の十一まで（第五十六条の九第二項を除く。）、第五十八条、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第三百三十条及び第三百三十二条並びに第四節（第百四十四条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十六条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第百六十六条の三 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の十一まで（第五十六条の九第二項を除く。）、第五十八条、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第三百三十条及び第三百三十二条並びに第四節（第百四十四条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十六条の四

とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第四百十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「」

共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十二条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第三百三十五条及び第三百三十九条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（準用）  
第七十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の十一まで（第五十六条の八第五項及び第六項並びに第五十六条の九第二項を除く。）  
第五十八条、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第三百三十条並びに第四節（第三百三十七条第一項及び第四百四十四条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十三条の二中「法定代理受領サ

とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第四百十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「」

共生型介護予防短期入

中「第五十六条」とあるのは「第四百十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第二百二十二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第三百三十五条及び第三百三十九条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の四から第五十六条の七まで、第五十六条の八（第五項及び第六項を除く。）  
第五十六条の九から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第三百三十条並びに第四節（第三百三十七条第一項及び第四百四十四条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十三条の二中「法定代理受領サ

ービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項中

「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第七十三条において準用する第四百十條」と、第二百二十二条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第三十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十一条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第四百四十六条中「第三百十條」とあるのは「第七十三条において準用する第三百十條」と、「前条」とあるのは「第七十三条において準用する前条」と、第五十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで（第五十六条の九第二項を除く。）、第五十八条、第二百二十二条の二、第二百二十二条

ービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第五十六条の四

中「第五十六条」とあるのは「第七十三条において準用する第四百十條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者

」と、第二百二十二条の二第三項 中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第三十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十一条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第四百四十六条中「第三百十條」とあるのは「第七十三条において準用する第三百十條」と、「前条」とあるのは「第七十三条において準用する前条」と、第五十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十三条 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の四、第五十六条の五、第五十六条の七から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の二、第二百二十二条



の四、第二百二十三條、第三百二十五條、第三百二十六條第二項及び第四百十二條の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十六條の二の二第二項及び第五十六條の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十六條の四第一項中「第五十六條」とあるのは「第八十條」と

、第二百二十二條の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百二十二條の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と、第三百五十五條中「第四百十條」とあるのは「第八十條」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第九十六條 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた

の四、第二百二十三條、第三百二十五條、第三百二十六條第二項及び第四百十二條の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十六條の四

中「第五十六條」とあるのは「第八十條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百二十二條の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百二十二條の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と、第三百五十五條中「第四百十條」とあるのは「第八十條」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第九十六條 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。



めに必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二百五十五条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(勤務体制の確保等)

第二百五十五条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第二百十九条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の十一まで(第五十六条の九第二項を除く。)、第五十八条、第二百二十二条の四及び第四百四十一条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条、第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第五十六条」とあるのは「第二百十四条」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。))においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百三十六条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の二の二、第五十六条の四から第五十六条の十一まで(第五十六条の九第二項を除く。)、第五十八条、第二百二十二条の四、第四百四十一条の二、第二百九条から第二百十三条まで及び第二百十五条から第二百七条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条及び第五十六条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第二百三十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十六条の六中「指

(準用)

第二百十九条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の四から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の四及び第四百四十一条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条及び第五十六条の四及び第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第五十六条」とあるのは「第二百十四条」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。))においても行わなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百三十六条 第五十二条の五、第五十二条の六、第五十三条の二から第五十五条まで、第五十六条の四から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の四、第四百四十一条の二、第二百九条から第二百十三条まで及び第二百十五条から第二百七条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条及び第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第二百三十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十六条の六中「指

定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と、第二十一条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二十五条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第二百四十七条 (略)

25 (略)

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(揭示及び目録の備え付け)

第二百四十八条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 (略)

(準用)

第二百五十条 第五十二条の二から第五十二条の十三まで、第五十三条

定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と、第二十一条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二十五条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第二百四十七条 (略)

25 (略)

(新設)

(揭示及び目録の備え付け)

第二百七十四条 (略)

(新設)

2 (略)

(準用)

第二百五十条 第五十二条の二から第五十二条の十三まで、第五十三条

の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の五から第五十六条の十一まで、第五十八条並びに第二百二十二条の二第一項、第二項及び第四項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第五十二条の二中「第五十六条」とあるのは「第二百四十四条」と、同条及び第五十六条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十二条の十三第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十三条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百五十五条 第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の五から

第五十六条の十一まで(第五十六条の八第五項及び第六項を除く。)、第五十八条並びに第二百二十二条の二第一項、第二項及び第四項並びに第一節、第二節(第二百四十条を除く。)、第三節、第四節(第二百四十三条第一項及び第二百五十条を除く。)及び前節の規定

の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の五から第五十六条の十一まで、第五十八条並びに第二百二十二条の二第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第五十二条の二中「第五十六条」とあるのは「第二百四十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十二条の十三第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十三条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と

読み替えるものとする。

(準用)

第二百五十五条 第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十三まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の五から第五十六条の七まで、第五十六条の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十六条の九から第五十六条の十一まで

、第五十八条並びに第二百二十二条の二第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百四十条を除く。)、第三節、第四節(第二百四十三条第一項及び第二百五十条を除く。)及び前節の規定

は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第五十二条の二中「第五十六条」とあるのは「第二百五十五条において準用する第二百四十四条」と、同条及び第五十六条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十二条の十三第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百四十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百六十四条 第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十二まで、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の二の二、第五十六条の三、第五十六条の五から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の二第一項、第二項及び第四項、第二百四十四条から第二百四十六条まで並びに第二百四十八条の

は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第五十二条の二中「第五十六条」とあるのは「第二百五十五条において準用する第二百四十四条」と、

「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十二条の十三第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十三条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と

、第二百四十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百六十四条 第五十二条の二から第五十二条の八まで、第五十二条の十から第五十二条の十二まで、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の三、第五十六条の五から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の二第一項及び第二項、第二百四十四条から第二百四十六条まで並びに第二百四十八条の



規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第五十二条の二中「第五十六条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百四十四条」と、同条及び第五十六条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百四十五条第一項及び第二百四十六条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十八条第一項中「第二百四十四条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百四十四条」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第二百六十八条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第五十二条の五第一項（第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第二百四十四条（第六十一条において準用する場合を含む。）、第二百六十六条の三、第二百七十三条、第二百八十三条

規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第五十二条の二中「第五十六条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百四十四条」と、

「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十二条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第五十二条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十二条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百二十二条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と

、第二百四十五条第一項及び第二百四十六条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十八条第一項中「第二百四十四条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百四十四条」と読み替えるものとする。

(新設)

(第百九十八条において準用する場合を含む。)、第百十九条、第  
二百三十六條、第二百五十條、第二百五十五條及び第二百六十四條に  
おいて準用する場合を含む。)及び第二百一十一條第一項(第二百三十  
六條において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除  
く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子  
的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができな  
い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供  
されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当  
たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの  
(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で  
行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交  
付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子の方  
法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法  
をいう。)によることができる。

(委任)

第二百六十九條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し  
必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第二百六十八條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し  
必要な事項は、規則で定める。